

「次世代育成支援行動計画」

社会福祉法人八起社

社会福祉法人八起社に勤務する職員が仕事と子育てを両立させることができるように、全ての職員が働きやすい環境を整えることによって、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日の1年間

2 内容

目標1 計画期間内に育児休業の取得を次の水準以上にする。

男性 計画期間中に1人以上は取得する
女性 計画期間中に該当者全員が取得する。

《対策》

- ・全職員に職員会議等を通して産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除制度等の周知や情報提供をする。
- ・安心して育児休業を取得できる職場環境の醸成に努める。

目標2 3歳未満の子を持つ職員が、育児短時間勤務を希望する場合には、全員が取得する。

《対策》

- ・法制度の周知に努める
- ・短時間勤務を希望する場合、取得しやすい職場環境の整備に努める。

目標3 年次有給休暇の取得を平均で、年間8日以上取得する。

《対策》

- ・男性の子育てを目的とした休暇取得を促進する。
- ・マイバースデイ休暇の取得（誕生月内の取得）を勧める。
- ・個々に年度計画を立て、連続休暇を取得するよう促進を図る。

目標4 超過勤務時間を、令和2年度比1割以上削減する。

《対策》

- ・業務の効率化を図る等、超過勤務時間を削減する。
- ・超過勤務が続く場合は、業務改善等個別指導を行う。